

## 「ブコーさん」の着ぐるみ貸出要領

(趣旨)

第1条 町のイメージキャラクター「ブコーさん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ等」という。)の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出担当課)

第2条 着ぐるみ等の貸出担当課は、まち経営課とする。

(貸出対象者)

第3条 貸出しの対象者は、町、関係機関・団体、教育機関及び企業等町が適当と認める者とする。

(貸出物品)

第4条 貸出物品は、着ぐるみ及びその装備品とする。

(貸出条件)

第5条 貸出しすることができる条件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町のイメージを損なうような使用をしないこと。
- (2) 別紙「着ぐるみの装着等に関する注意事項」(以下「別紙注意事項」という。)に従って使用すること。
- (3) 法令及び公序良俗に反しないこと。
- (4) 選挙活動、布教活動及び営利目的の営業等に関連した使用のおそれがないこと。

(申請方法)

第6条 着ぐるみ等の借受けを希望する者(以下「借受希望者」という。)は、着ぐるみ貸出承認申請書(様式第1号)を貸出担当課に提出するものとする。

(貸出承認)

第7条 貸出担当課は、申請が適当と認められるときは、借受希望者に対して、「着ぐるみ貸出承認書(様式第2号)」をもって承認し、着ぐるみ等を貸し出すものとする。

(貸出方法)

第8条 貸出しを受ける者(以下「借受者」という。)は、貸出担当課から着ぐるみ等を直接受け取り、使用後は責任をもって速やかに返却するものとする。ただし、貸出しに伴う搬入及び搬出は借受者が行うものとする。

(貸出期間)

第9条 貸出期間は、10日以内とする。

(貸出料金)

第10条 貸出料金は、無料とする。

(損害賠償)

第11条 借受者の故意又は過失により、着ぐるみ等を汚損した場合は、現物又は実費をもって弁償するものとする。

(遵守事項)

第12条 借受者は、次に掲げるところにより使用するものとする。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 貸出・返却時間は、午前9時から午後5時までとし、貸出期間を遵守すること。
- (3) 借受者は、第三者に転貸しないこと。
- (4) 借受者は、着ぐるみ等の使用及び使用後の手入れについては、別紙注意事項により取り扱わなければならないこと。

(取消し)

第13条 借受者が前条各号に違反したと認めた場合は、貸出承認を取り消すとともに、以後の貸出しは承認しないものとする。

(責任)

第14条 着ぐるみ等の使用に際しては、常に安全等に留意し、利用に当たって発生した事故等については、借受者の責任において適切に処理すること。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、着ぐるみ等の取扱いについての必要事項は、町の判断するところとする。

附 則

この告示は、平成22年3月1日から施行する。

## 別紙

### 着ぐるみの装着等に関する注意事項

#### 【服装について】

着用の際は、素肌が直接着ぐるみに触れないように、頭には頭巾かタオル、長袖、長ズボン、白手袋、靴下等を着用すること。

#### 【装着の順番】

- (1) きれいな軍手か手袋をして着ぐるみを扱う準備をする。
- (2) 汚れていない安定した場所に、顔と胴体を上にして内側の頭と体の正面の凸凹を合わせ、マジックテープで4箇所固定する。
- (3) 白手袋をしてから、手腕付き上着を着用し背中ファスナーを上げてもらう。
- (4) 靴下、長ズボンのまま、足の左右を確認してはく。
- (5) 手を出す穴に腕を通しながら、合体した頭と体をかぶる。原則、装着者を含め2名以上で装着すること。

#### 【使用後の注意】

- (1) 脱いだ着ぐるみは、汚れていない安定した場所に静かに置く。(顔の正面は床側に向けて置かない。)
- (2) 着ぐるみ本体の内部や手腕付き上着に消臭スプレー等を使用して、風通しのよいところで陰干しし、白手袋は洗濯をして、十分に乾燥させてから返却すること。
- (3) 着ぐるみ本体に、やむを得ず汚れが付着してしまった場合は、きれいなタオルをお湯で濡らし固く絞ってから軽く拭き、十分に乾燥させてから返却すること。  
ただし、付着した汚れが落ちない場合は、承認者がクリーニングを求める場合もある。

#### 【装着者等の心得】

- (1) 着ぐるみの運搬及び装脱着の一切は、借受者の責任において行うこと。
- (2) 着ぐるみを汚損しないように細心の注意をもって取り扱うこと。  
特に、雨天時及び降雪時、または、足下が濡れている場合は、屋外で使用し

ないこと。

- (3) 装着者は、可能な限り身長165cm前後から170cmまでの者が望ましい。
- (4) マスコットのイメージを保つため、着ぐるみ着用時は声を出さないこと。
- (5) 足(靴)の傷みの発生を防ぐため、普段歩く時と同じ感覚で歩かず、足を上げて歩くこと。
- (6) 公衆の面前での着脱は行わないこと。
- (7) 着ぐるみを着用することにより視野が狭まり、音声も聞き取りにくくなるので、安全対策のため、必ず介添者をつけること。
- (8) 会場の気温、天候等を考慮し、水分補給や頸部等の冷却など、十分な暑さ対策をすること。また、長時間着用する場合は、適宜休憩をとるなど、無理のない着用をすること。
- (9) 頭の近くに子供がいると危険なため、いきなり歩く、振り向く等、急な動作はしないこと。また、引っ張ったり、体当たりしてくる子供もいるので、介添者は優しくたしなめるなど、気を配ること。
- (10) 火気には十分注意すること。

様式第1号（第6条関係）

着ぐるみ貸出承認申請書

年 月 日

横瀬町長様

住所

団体名

氏名

印

電話

下記のとおり、横瀬町イメージキャラクター「ブコーさん」の着ぐるみを借受けたいので申請します。

記

イベント名	
イベント内容	
使用方法	
使用場所	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日 日間
借受日	年 月 日
返却日	年 月 日

※イベント内容の分かる資料等があれば添付してください。

着ぐるみの借受けについては、「ブコーさん」の着ぐるみ貸出要領に従います。

様式第2号（第7条関係）

着ぐるみ貸出承認書

第 号  
年 月 日

様

横瀬町長

年 月 日付けで申請のありました着ぐるみの貸出しについて、下記のとおり承認します。

記

【承認内容】

1 イベント名

2 貸出期間

貸出日 年 月 日

使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日

返却日 年 月 日

3 「着ぐるみ貸出承認申請書」の申請内容どおりに使用すること。

4 その他付記事項

- ・「ブコーさん」の着ぐるみ貸出要領を遵守すること。
- ・着ぐるみの装着等に関する注意事項に従って使用すること。